

新旧料金表

◎アイザック小杉文化ホール（小杉文化ホール）

【改定料金（平成31年度から）】

1 ホール等

(単位：円)

施設名	使用日の区分	基本使用料							超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日		
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時		
ひびきホール	平日	21,630	43,260	63,450	53,350	94,090	107,790	10,820	
	土・日・休	24,870	49,750	72,970	61,350	108,200	123,960	12,440	
まどかホール	平日	12,630	25,260	37,050	31,150	54,940	62,940	6,320	
	土・日・休	14,520	29,050	42,610	35,820	63,180	72,380	7,260	
楽屋1		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350	
楽屋2		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350	
楽屋3		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350	
楽屋4		690	1,390	2,030	1,710	3,010	3,450	350	
ホワイエ		3,900	5,200	7,540	5,200	7,930	9,490	1,300	
展示コーナー		1,950	2,600	3,790	2,600	3,990	4,790	650	

備考

- 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のひびきホール及びまどかホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
- 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのホワイエ及び展示コーナーの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- ひびきホール及びまどかホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 研修室等

(単位：円)

施設名	基本使用料												超過料金 (1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間		
研修室1	3,900	5,200	5,850	6,500	7,150	7,540	7,930	8,320	8,710	9,100	9,490	1,300	
研修室2	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020	
研修室3	3,060	4,080	4,590	5,100	5,610	5,920	6,230	6,540	6,850	7,160	7,470	1,020	
練習室1	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650	
練習室2	1,950	2,600	2,930	3,260	3,590	3,790	3,990	4,190	4,390	4,590	4,790	650	

備考

- 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

・アトリウムは貸出しを廃止します。

【現行料金（平成30年度まで）】

1 ホール

(単位：円)

		基本使用料					
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
ひびき ホール	平日	20,660	42,180	59,390	50,780	89,510	102,410
	土・日・休	23,760	48,510	68,300	58,400	102,950	117,780
まどか ホール	平日	13,780	24,960	33,910	29,440	49,580	56,290
	土・日・休	15,850	28,710	39,000	33,860	57,010	64,740

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては100分の180
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を増額する。

2 ホール以外

(単位：円)

	基本使用料					
	午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日
	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
楽屋1	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
楽屋2	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
楽屋3	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
楽屋4	700	1,340	1,860	1,600	2,760	3,150
ホワイエ	2,760	4,480	5,850	5,160	8,260	9,290
展示コーナー	1,390	2,250	2,940	2,600	4,140	4,660
研修室1	2,760	4,050	5,090	4,580	6,890	7,660
研修室2	2,080	3,150	4,000	3,580	5,510	6,150
研修室3	2,080	3,150	4,000	3,580	5,510	6,150
練習室1	1,390	2,030	2,550	2,290	3,450	3,840
練習室2	1,390	2,030	2,550	2,290	3,450	3,840
アトリウム	2,210	3,580	4,680	4,130	6,610	7,430

備考

- 1 使用者が入場料等を徴収する場合であって、当該入場料等の最高額が1,000円を超えるときの使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合で、使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 展示コーナーを展示作品等の搬入及び準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 許可を受けた使用時間帯を超えて使用する場合の使用料の額は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用時間帯の基本使用料に100分の25を乗じて得た額を増額する。